

「研究活動における不正行為」 「研究費の不正使用」に関する ガイドラインの見直しについて

平成26年4月10日(木)

文部科学省 科学技術・学術政策局
人材政策課長 松尾 泰樹



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

文部科学省における「研究活動の不正行為」「研究費の不正使用」に関するガイドラインの見直しについて

背景

○文部科学省では、平成25年8月に「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置し、今後の対応策について検討を行い、9月に中間取りまとめを公表。

○本中間取りまとめを踏まえ、「研究活動における不正行為」「研究費の不正使用」それぞれに係るガイドラインの見直しや運用改善等を開始。

従来、研究不正の防止が研究者個人の責任に委ねられている傾向にあったことを踏まえ、今後は、国による支援等も行い、大学等の研究機関が責任を持って対応し、不正を事前に防止する体制へ

ガイドラインの見直しに係るスケジュール

「研究活動の不正行為への対応ガイドラインについて」（平成18年8月）	「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」（平成19年2月）
平成25年度 ・11月～1月 有識者会議 ^(※1) において審議 ・2月3日 審議のまとめ決定 パブリックコメントの実施 大臣決定(予定)	平成25年度 ・10月～11月 有識者会議 ^(※2) において審議 ・12月～1月 パブリックコメントの実施 ・1月下旬 有識者会議による再審議 ・2月18日 大臣決定

研究機関等への周知
見直し後のガイドラインの運用開始

* 検討に当たっては、日本学術会議とも連携

(※1) 「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善等に関する協力者会議

(※2) 公的研究費の適正な管理に関する有識者会議

ガイドライン見直し後の取組

見直し後のガイドラインの実効性の向上に向けて、以下を実施。

○研究現場(特に各研究機関の担当部局教職員、研究者等)への周知徹底

○各研究機関に対する定期的なガイドライン履行状況調査の実施及び調査結果に基づく指導・助言等(管理条件の付与も含む)

研究における不正行為・研究費の不正使用に関する タスクフォース 中間取りまとめ（概要）

○研究不正は研究活動に対する信認を失墜させ、科学技術・学術の健全な発展を阻害
○研究不正には、研究における「不正行為」と研究費の「不正使用」の2つがあり、それぞれへの対応を図ってきているが、不正事案は後を絶たない状況

副大臣を座長とするタスクフォースを設置し、これまでの対応の総括を行うとともに、今後の対応策を検討

国として、研究者の所属する組織が、研究不正に関して既に規定されているガイドライン等を遵守するよう促すことを前提とした上で、基本方針として3つの柱に整理

☆：共通事項
□：不正行為
◇：不正使用

不正を事前に防止する取組

○倫理教育の強化

- ☆倫理教育プログラムの開発（日本学術会議等と連携）
- ☆競争的資金制度における倫理教育の義務づけ
- ☆倫理教育に関する国の体制の強化

○不正事案の公開

- ☆不正事案の公開（一覧化して公開）
- 不正行為に関する調査結果の国への報告

○不正を抑止する環境の整備

- 一定期間の研究データの保存・公開（事後的な検証可能性の確保）
- ◇不正使用に関する機動的な調査の実施
- ◇ソフトウェア開発などの特殊な役務に関する検収の導入
- ◇機関におけるリスクアプローチ監査の導入
- ◇取引業者に対する誓約書提出の義務づけ
- ◇取引業者が過去の不正取引を自己申告しやすくするための環境の醸成

組織の管理責任の明確化

○組織としての責任体制の確立

- ☆倫理教育責任者の設置
- ◇研究費の管理・執行責任者の設置
- ☆組織における規程の整備・公表

○不正事案に関する管理責任の追及

- ☆不正調査の期限設定（正当な理由なく遅れた場合は研究費執行の一部見合わせ等の措置）
- ☆組織に対する措置の発動（間接経費の削減等）

国による監視と支援

○国の監視機能の強化と充実

- ☆規程・体制の整備状況の調査
- 不正行為に関する調査結果の国への報告
- ◇研究費の管理・監査体制に関するモニタリング強化
- ☆調査等への第三者的な視点の導入（国等の体制強化を図り、将来的には研究不正の監視や各機関の対応の支援等を行う公的組織の設置も検討）

○国による組織の不正防止対策への支援

- ☆倫理教育や規程整備等への支援
- ☆調査研究の実施
- ☆研究コミュニティにおける閉鎖性・内向き指向の打破
- ☆組織改革への働きかけ

今後は、これらの取組の詳細を検討するとともに、関係府省にも働きかけ

公正な研究活動の推進に向けた 「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について (審議のまとめ)概要

背景

平成25年9月に公表された「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめを踏まえ、ガイドラインの見直し・運用改善や研究倫理教育の強化など、研究活動における不正行為の防止に向けた方策の検討・実施が必要。

<ガイドライン見直しの必要性>

- ・ 文部科学省では、関係機関に対して、平成18年度に策定したガイドラインに基づく厳格な対応を求めてきたが、依然として不正事案が後を絶たない。
- ・ 従来、研究活動の不正行為の防止が研究者個人の責任に委ねられている傾向にあったことを踏まえ、今後は国による支援等も行い、各研究機関が責任を持って不正行為に対応できるようにすることが必要（組織としての管理責任の明確化、不正を事前に防止する取組の推進）。
- ・ 大学院生や研究者、研究支援人材の年齢・経歴の多様化など、我が国の研究現場の実情に対応した、不正行為防止のための体制整備や研究倫理教育の強化が必要。

ガイドラインの見直し・運用改善に関する基本的な考え方

- 研究活動における不正行為は科学そのものに対する背信行為であり、まずは、研究者自らの規律や大学等の各研究機関、研究者コミュニティの自律に基づく自浄作用として対応すべきであるとの基本姿勢、不正行為の定義（「捏造、改ざん及び盗用」）については現行ガイドラインを踏襲。
(定義の示し方は改善が必要)
- その上で、タスクフォース中間取りまとめを踏まえ、従来、不正行為の防止に係る対応が個々の研究者の自己規律と責任に委ねられている側面が強かったことに鑑み、今後は、各研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わるよう、組織としての管理責任の明確化や不正行為の事前防止を図る取組の推進を促すとともに、研究機関に対して国による適切な支援を行うことが必要。
- 各研究機関に対して必要な体制整備等を求める現行ガイドラインの第2部を中心に、具体化・補完・再周知。
- ガイドラインの対象とする不正行為の範囲を、「文部科学省及び同省所管の独立行政法人の競争的資金を活用した研究活動の不正行為」のみならず、「競争的資金の配分を受けていない、国内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関、文部科学省の直轄研究機関及び同省所管の独立行政法人等における研究活動の不正行為」も追加。

(Ⅰ)組織の管理責任の明確化

【組織としての責任体制の確立】

○各研究機関における規程・体制の整備及び公表

※責任者の役割・責任の範囲を明示した規程の整備、研究倫理教育責任者の設置も含む

○告発窓口の設置・周知 ※告発窓口の第三者への業務委託（学外の実務事務所等）もあり得る

【調査の迅速性・透明性・秘密保持の担保】

○各研究機関における調査期間の目安又は上限の設定

○調査等への第三者的視点の導入

※告発窓口の第三者への業務委託（学外の実務事務所等）、調査委員会に外部有識者を半数以上を入れる等

○告発者の秘密保持の徹底

【各研究機関に対する管理責任の追及】

○各研究機関に対する措置の発動（間接経費の削減）

＜間接経費を削減する場合＞

- ・ 国による調査等の結果、体制不備が認められた研究機関や、文部科学省及び同省所管の独法の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為が認定された研究機関に対して「管理条件」を付したが、履行が認められない場合
- ・ 文部科学省及び同省所管の独法の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為の疑いのある事案が発覚したにも関わらず、正当な理由なく調査が遅れた場合

(Ⅱ)不正を事前に防止する取組

【研究活動における不正行為を抑止する環境整備】

○各研究機関における一定期間の研究データの保存・公開の義務付け

○研究倫理教育の着実な実施

※各研究機関において、教員、研究者（共同研究を行う海外・民間企業からの出向者等含む）、研究支援人材、学生、留学生等を対象に実施。ガイドラインで定義されている不正行為のほか、研究倫理に反する行為（二重投稿や不適切なオーサーシップ等）、利益相反や守秘義務などへの理解も促進。

【不正事案の公開】

○ 研究活動における不正行為の疑いのある事案が発覚した場合の文部科学省への報告 ※少なくとも本調査の要否が決定した段階で報告

○ 不正事案の一覧化公開

(Ⅲ)国等による支援と監視

○各研究機関における調査体制への支援

※各研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は、日本学術会議等と連携し、専門家の選定・派遣等を検討。

○研究倫理教育プログラムの開発への支援

○新たなガイドラインに基づく各研究機関の履行状況調査の実施

○各研究機関に対する措置の発動（間接経費の削減）【再掲】

見直し後のガイドラインの実効性の向上に向けて

- ・ 研究現場（特に各研究機関の研究担当部局教職員、研究者）への周知徹底
- ・ 各研究機関に対するガイドライン履行状況調査（年1回程度）の実施及び調査結果に基づく指導・助言等（管理条件の付与も含む）

研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)の改正について

I. 改正の背景・趣旨

- 平成25年8月、文部科学副大臣の下に、「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」を設置し、これまでの対応の総括を行うとともに、今後の対応策等を検討し、同年9月に中間取りまとめを行った。
- これを受け、研究振興局に置かれた「公的研究費の適正な管理に関する有識者会議」における議論を踏まえ、中間取りまとめの基本方針である、①不正を事前に防止するための取組、②組織としての管理責任の明確化、③国による監視と支援について新たな基準を整備するとともに、④これまでの各機関の取組状況や近年の研究不正の発生要因も考慮しつつ、現行ガイドラインの具体化・明確化を図るといった趣旨の改正を行った。

II. 改正の概要

①不正を事前に防止するための取組

- すべての構成員(研究者及び事務職員)の意識の浸透を図るため、コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理(誓約書の徴取を含む)の徹底[第2節(3)関係]
- 研究者個人への抑止と機関の社会に対する透明性を高めるため、不正事案の氏名を含む調査結果の公表の徹底[第2節(4)関係]
- 不正を抑止するための環境の整備を促進するため、
 - ・ 不正使用に関する緊急・臨時の案件に対する国の機動調査の実施[第7節(1)関係]
 - ・ 特殊な役務(プログラム開発等)に関する検収の実施と具体的方法等を提示[第4節関係]
 - ・ 不正リスクに対する抜き打ちなどを含めた重点的なリスクアプローチ監査の実施[第6節関係]
 - ・ 取引業者に対する誓約書の徴取、過去の不正取引の自己申告に対する減免措置等も含めた癒着防止のための対策の周知徹底[第4節関係]

②組織の管理責任の明確化

- 内部統制の強化を図るため、新たに、コンプライアンス教育の受講管理、競争的資金等の管理・執行のモニタリング・改善指導の役割を担う「コンプライアンス推進責任者」を設置[第1節関係]
- 責任者の管理監督責任・役割等の明確化のため、
 - ・ 懲戒規程を含む内部規程へのこれらの位置付け・整備を促進[第2節(4)関係]
 - ・ 処分の手続き等を含む、諸規程の積極的な情報発信を要請[第5節関係]
- 迅速な全容解明のため、
 - ・ 不正調査の期限(原則210日以内)設定[第2節(4)関係]
 - ・ 調査報告遅延による研究者個人への研究費執行停止等及び機関への当該競争的資金に係る間接経費の削減措置(日数に応じ、最大10%)の導入[第8節関係]
- 機関の管理責任の下、体制整備を促進するため、
 - ①管理条件の付与*/管理条件の履行が認められない場合、②競争的資金制度の間接経費の削減(段階に応じ、最大15%)、③配分停止等の段階的な措置導入[第7節(2)関係]

※管理条件・・・機関に対する体制整備の改善事項及びその履行期限を示した資金交付継続の条件

③国による監視と支援

- 国の機関に対する監視・情報発信機能を高めるため、
 - ・ 機関への調査・モニタリング機能の多様化・強化(機動調査の導入等) [第7節(1)関係]
 - ・ 機関の実効性ある取組事例も含めた、調査結果の公表等による情報発信の強化・組織改革への支援[第7節(1)関係]
- 機関の内部調査等の透明性を高めるため、第三者的な視点の導入(告発窓口の第三者機関等への設置、第三者を含む調査委員会の設置等)を要請[第2節(4)関係]
- 機関の不正防止対策を支援するため、調査報告書ひな形、内部規程に盛り込むべき具体的事項、自己点検チェックシート等を提示

④現行基準の具体化・明確化

- 発注・検収、出張、非常勤雇用管理等[第4節関係]、内部監査[第6節関係]の具体的方法等について、それぞれ明示 など
- 近年の研究不正に見られるリスク[第3節(1)関係]・対策[第4節関係]等を明示
(例)第三者チェックをすり抜ける取引業者による持ち帰りや反復使用 など

Ⅲ. 運用開始時期

- 平成26年度から運用開始し、間接経費措置額の削減等の措置は、平成26年度当初予算以降(継続も含む)における競争的資金制度を対象とする。

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準) (平成26年2月18日 改正)【概要】

背景

昨今、依然として研究費の不正使用が後を絶たず、社会問題としても大きく取り上げられる事態となっていることから、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)(平成19年2月15日文部科学大臣決定)」を改正し、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される公募型研究資金について、配分先の機関において、それらの更なる適正な管理がなされるよう必要な事項を示したものである。

概要

第1節 機関内の責任体系の明確化

競争的資金等の管理に係る機関内での責任者(最高責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者)の責任の範囲、権限の明確化を要請。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

機関内のルール of 明確化・統一化(ルールの整備と相談窓口の設置等)、職務権限の明確化、公正で効率的な研究遂行のための研究者及び事務職員の意識向上、告発等の取扱い(迅速な全容説明を含む)、懲戒の明確な規定と透明な運用を要請。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

機関内での不正を発生させる要因の把握、不正防止計画の策定及び計画の責任ある実施(防止計画推進部署の設置等)を要請。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

予算執行のチェック体制の構築、業者との癒着防止、事務部門による発注・検収業務の実施など、不正防止計画を踏まえた具体的な不正抑止策を要請。

第5節 情報発信・共有化の推進

機関における不正への取組に関する基本方針等を内外に積極的に情報発信することにより、機関間、担当者間等における情報共有を要請。

第6節 モニタリングの在り方

実効性のあるモニタリング体制及び方法(機関全体の視点からモニタリング、リスクアプローチ監査の実施、監査制度を整備等)について要請。

第7節 文部科学省による研究機関に対するモニタリング等及び文部科学省、配分機関による体制整備の不備がある機関に対する措置の在り方

文部科学省等が機関に対し、体制整備等に関する調査の実施や機関における体制整備の不備に係る措置(間接経費措置額の削減等)を明記。

第8節 文部科学省、配分機関による競争的資金制度における不正への対応

機関から提出される不正事案の最終報告書に係る配分機関における措置等を明記。

日本学術会議提言「研究活動における不正の防止策と事後措置 ～科学の健全性向上のために～」について

日本学術会議においては、従前より科学研究における健全性の向上に関する取組を実施。

- ・報告「科学における不正行為とその防止について」の公表（平成15年6月）
- ・報告「科学におけるミスコンダクトの現状と対策」の公表（平成17年7月）
- ・声明「科学者の行動規範について」の公表（平成18年10月）

しかしながら…

- 依然として、研究不正に関する事案が発生
- 東日本大震災を契機に研究者の責任の問題がクローズアップ

- 声明「科学者の行動規範—改訂版—」の公表（平成25年1月）
- 会長談話「科学研究における不正行為の防止と利益相反への適切な対処について」公表（平成25年7月）
- 「科学研究における健全性の向上に関する検討委員会」設置（平成25年8月）→平成25年12月の提言に向け、集中的に審議。

「研究活動における不正の防止策と事後措置～科学の健全性向上のために～」

研究不正を防止するための実効性ある措置として、以下のような取組の実現を提案。

●事前防止策

- ①行動規範教育の普及啓発活動
- ②行動規範に基づく研修プログラムの作成
- ③研究機関における研修プログラムによる行動規範教育の必修化
- ④競争的資金申請時等における行動規範教育既修の義務化
- ⑤競争的資金に基づく雇用時の行動規範教育既修の義務化
- ⑥競争的資金による研究助成に基づく契約時の誓約書提出
- ⑦研究機関及び科学者コミュニティにおける組織ガバナンスの確立
- ⑧研究機関における不正への対応等に係る調査
- ⑨データの保存及び公開

●事後対応策

- ・研究機関における対応措置の強化
 - －当該研究機関において第三者委員会（外部有識者が半数以上）を設置して速やかに処理
 - －公益通報受付機関を設置
- ・研究不正に関する第三者機関
 - －当該機関における対応が不十分である場合、外部の科学者コミュニティに第三者機関を設置
- ・研究不正事案の公表
 - －研究不正事案を公開して再発防止に努めるとともに、研修プログラムの拡充に活用

提言

研究者

高い倫理性をもって誠実かつ謙虚に科学研究を遂行

研究機関

- ・倫理綱領、行動規範を制定・整備し普及、浸透
- ・申立て受理、審理、裁定の手続を明確化・周知

研究資金 配分機関

- ・研究機関・組織における手続の規程や実施を監視
- ・研究不正が生じた場合の最終的判断と必要な措置

科学者 コミュニティ

- ・研究機関・組織による研究不正の調査に専門家を派遣
- ・発生した研究不正の学問上意味や重みについての見解の提示

《日本学術会議の役割》

- ・「科学者の行動規範-改訂版」の普及、研修プログラムの作成支援
- ・科学者コミュニティのガバナンス確立に対する助言と支援
- ・第三者委員会及び第三者機関の求めに応じた専門家の選定・派遣